

鳥取県公報

令和5年2月17日(金) 第9473号

毎週火・金曜日発行

			·
			
\Diamond	告	示	生活保護法による施術者の指定 (63) (福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・・・・2
			生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (64) (〃)・・・・・・・・・・・・・2
			大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (65) (企業支援課)・・・・・・・・・2
			河川法の規定による二級河川の指定の一部改正(66)(河川課)・・・・・・・・・3

示

鳥取県告示第63号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」 という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、施術者を指定したので、生活 保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次 のとおり告示する。

令和5年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小林 秀訓	こば整骨院	米子市両三柳2086	令和4年10月18日

鳥取県告示第64号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止 した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例に よる場合を含む。) の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月17日

鳥取県知事 平 井 伷 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
久米の郷さくら診療所	倉吉市福光225	令和5年1月1日

鳥取県告示第65号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月17日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - マックスバリュ河崎店 米子市河崎1369ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)マックスバリュ米子河崎店 変更後 マックスバリュ河崎店

- 4 変更年月日
 - 令和5年2月1日
- 5 届出年月日
 - 令和5年2月6日
- 6 縦覧に供する書類

届出書

- 7 縦覧に供する期間 令和5年2月17日から4月間
- 8 縦覧に供する場所 鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出 大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第66号

昭和41年鳥取県告示第127号 (河川法の規定による二級河川の指定について) の一部を次のように改正し、令和 5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改正前						
3	内海川水系			3	3 内海川水系					
	名称		区	間		名称		区	間	ı
			上流端	下流端				上流端		下流端
	新内海	左岸	鳥取市内海中字町田			内海川	左岸	鳥取市白兎字三月	灵田	
	Ш		911-1地先					353番1地先		
		右岸	鳥取市内海中字町田				右岸	鳥取市内海中字町	丁田	
			911-2地先					6番1地先		